

揚水機場施設更新設計業務委託（城泉）特別仕様書

第1条（適用範囲）

本特別仕様書は、安城市（以下「発注者」という）が行う揚水機場施設更新設計業務委託（城泉）（以下「業務」という）に適用する。また受注者は調査・測量・設計業務共通仕様書（愛知県農林基盤局）（以下「共通仕様書」という）及び本特別仕様書、契約書、関係法令を遵守するものとする。

第2条（目的）

本業務は、更新時期を迎えた城泉揚水機場の工事を行うために、数量計算を行い概算工事費を算出することを目的とする。

設計に際しては、周辺の環境への配慮、施工に際しての制約条件等を十分に考慮して検討を行うものとする。

第3条（秘密の保持）

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。また、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

第4条（提出書類）

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届及び工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) その他発注者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更するときは、その都度承認を受けるものとする。

第5条（管理技術者・照査技術者）

1. 受注者は、管理技術者及び照査技術者について、技術士（総合技術監理部門〔農業・農業農村工学（旧 農業土木）〕又は農業部門〔農業農村工学（旧 農業土木）〕）又はRCCM（農業土木）のいずれかの資格保持者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

2. 管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

第6条（成果物の提出）

受注者は、業務完了時に設計図書に示す成果物を完了届と共に提出し、検査を受けなければならない。

第7条（部分提出）

発注者は業務途中において、受注者と協議確認したうえで部分出来形成果の提出を求めることができ、かつ使用することができるものとする。

第8条（疑義）

受注者が本業務を行うにあたり、仕様書その他業務に疑義が生じた場合は発注者の指示を受けるものとする。

第9条（資料の収集及び調査）

受注者は業務上必要な資料については、関係官公庁、企業等において収集及び調査しなければならない。

第10条（業務内容：実施設計）

本設計業務における設計作業項目は下記及び別表の設計業務作業内容のとおりである。

名称	数量	備考
実施設計 揚水機場設計	N=1 機場	

第11条（技術基準、参考図書）

設計作業に使用する技術基準、参考図書は調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係）

第201条によるほか、次によるものとする。

土地改良事業計画設計基準「ポンプ場」

土地改良事業計画設計基準「パイプライン」

土地改良事業 設計積算資料集

農業土木機械化協会 電気設備計画設計技術指針（高低圧編）

第12条（設計業務の留意点）

設計業務は以下の点に留意して行うものとする。

- （1）設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理・施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （2）本特別仕様書及び共通仕様書に示す技術基準、参考図書、貸与資料並びに請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）施工上特に留意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- （4）電算機を使用する場合は、計算手法及び出力等の様式について事前に監督員へ説明して成果品には出力等の記号を説明するものとする。
- （5）設計図書の取りまとめに入る前の段階で、事前に構想を監督員に説明し了解を得た後成果品とすること。
- （6）概算工事費算出の際は、算出根拠を明示すること。資材単価等の見積りを徴集し、完了時に提出すること。

第13条（設計業務打合せ）

設計業務の打合せ時期については下記のとおりとする。

区分	打合せ機関	備考
設計業務	安城市農務課土地改良事業室	着手1 最終1

第14条（設計業務成果品）

設計業務の成果品は、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出するほか、次のとおりとする。

- 1 報告書（A4） 2部 紙媒体（簡易製本）
- 2 図面縮小版（A3） 2部 紙媒体

第15条（履行報告）

受注者は履行状況を監督員に報告することとする。なお報告は月末ごと及び完了時とする。

第16条（環境への配慮）

受注者は別表の環境配慮項目に基づき環境への配慮項目を検討し、監督員と協議の上設計に反映させるものとする。

別表 設計作業内容（城泉揚水機場）

作業内容	作業実施
揚水機場実施設計	
現地踏査	○
資料の検討	○
数量計算(※図面作成含む)	○
概算工事費算出	○
照査	○
報告書作成	○

別 表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枳 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>